

三重法務少年支援センターは、 諸機関・諸団体の 健全育成・非行防止の活動に協力しています。

三重県が「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し、県下の公立学校に配布しています。被害児童・生徒の保護だけでなく、加害児童生徒への関わり方なども記載されています。

加害者の改善支援の専門機関である三重法務少年支援センターは、ハンドブックの作成・監修に協力しています。

もくじ	
● はじめに	3
● 性暴力とは	4
① 性暴力の例	4
● 性暴力とはじめの関係	4
第1章 被害対応手順	
1. 学校で性暴力被害がおこった場合の対応の流れ	5
2. 未然防止	7
(1) 性行動のルール	7
(2) 境界線のルール	7
(3) 真の同意の条件	7
① スマホやSNSとのつきあい方	8
3. 早期発見	8
4. 被害児童生徒への対応の基本	9
(1) トラウマ反応を理解する	9
(2) 二次被害を防ぐ	9
(3) 関係機関の支援等の確認	9
5. 性暴力被害対応支援と留意点	10
(1) 発見から情報収集	10
ア 被害児童生徒から打ち明けられたら	10
イ 本人以外の児童生徒から相談されたら	10
ウ 教職員が性暴力の情報を得たら	11
エ 聴き取り時の留意点	11
① 「おしえてくもくじん」について	11
オ 聴き取る内容	12
カ 記録しておく必要がある内容	12
(2) 性暴力被害対応チームの立ち上げ	13
ア 立ち上げの判断基準	13
イ チームの構成	13
① SCの役割	14
SSWの役割	14
6. 性暴力被害対応チームの事実確認と方針決定	15
(1) 対応協議する内容	15
(2) 正確な事実確認	15
(3) 被害児童生徒の保護者への連絡	16
(4) 方針決定をする際の留意事項	16
(5) 方針決定	17
(6) 関係機関との連携	17
(7) 再発防止	17
7. 被害児童生徒への対応	18
(1) 学校生活に戻るまで	18
(2) 学校生活に戻ってから	18
① トラウマ反応の四つの中核症状	19
(3) 中長期の支援	19
(4) 被害児童生徒の保護者への対応	20
8. 加害児童生徒への対応	21
(1) 加害児童生徒対応時の基本的事項	21
(2) 加害児童生徒への指導時の留意点	21
(3) 関係機関との連携	22
(4) 加害児童生徒の保護者との連携	22
(5) 性加害行為の予防と再発防止	23
9. 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応	23
10. 教職員の支援と心のケア	24
第2章 関係機関との連携と実践研修	
1. 関係機関にできること	25
① 事件になった場合の少年の司法手続の流れ	28
2. ハンドブックを活用した実践研修	29
① 実践 事実確認シート	30
② こんなとき、どうすればいい？ Q&A	31
③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	37
⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	38

※「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」は三重県のホームページからダウンロードが可能です。

非行・犯罪・問題行動の改善には、メカニズムに基づいた支援・指導が不可欠です。お困りの際は、お気軽にご相談ください。



三重法務少年支援センター

電話: 059-222-7080

受付時間: 平日の午前9時から午後0時15分まで

平日の午後1時から午後5時まで



(ホームページはこちら)